

資料 1

**田野畑村森林体験施設整備工事  
プロポーザル実施要領**

令和 8 年 6 月

**田 野 畑 村**



# 目 次

1	趣旨	1
2	工事の概要	1
3	参加者の資格要件等	2
4	契約・施工体制及び地域材活用・地域連携の考え方	4
5	担当課	6
6	プロポーザル参加に係る手続	6
7	受注候補者の選定方法	10
8	選定スケジュール	11
9	提出書類の取扱い	11
10	著作権及び資料の利用	12
11	守秘義務及び関係者への接触の禁止	12
12	受注候補者決定後の契約事務	12
13	公正なプロポーザル実施の確保	13
14	手続の停止又は中止	14
15	その他	14

本プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、田野畑村（以下「本村」という。）が発注する「田野畑村森林体験施設整備工事」（以下「本工事」という。）に係る受注候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 趣旨

本工事は、道の駅たのはた及び思惟創館の周辺に存する未利用地及び森林原野部において、村民及び来訪者が散策、休憩等を通じて気軽に滞在できる小規模な森林公園的空間（以下「森林体験施設」という。）を整備するものである。

整備に当たっては、木質系舗装又はウッドチップ系舗装による遊歩道、安全対策等を、現地条件、既存樹木、地形その他周辺施設との関係を踏まえつつ整備することを企図する。

これにより、道の駅たのはた利用客の滞在時間の長期化、村民の日常的な散策利用、将来的なクアオルト健康ウォーキング等への活用、地域材の活用並びに地域材活用・地域連携を通じた地域経済の振興を図るものである。

本工事は、設計と施工を一括して発注することにより、設計段階から施工性、維持管理性及び地域性に配慮した提案を得ることを目的とし、設計・施工一括発注方式により実施する。受注候補者の選定に当たっては、価格のみではなく、参加者の専門性、技術力及び企画力等を総合的に勘案する必要があることから、公募型プロポーザル方式によることとする。

なお、本村及び応募者双方の事務負担に配慮し、提案段階で求める提出書類及び審査手続は、本工事の規模及び性格に応じて必要最小限とした簡素な運用とする。

## 2 工事の概要

### (1) 工事名

田野畑村森林体験施設整備工事

### (2) 発注方式

設計・施工一括発注方式

※ 本工事は、本村及び応募者双方の事務負担に配慮し、提案段階で求める提出書類を必要最小限とし、審査手続を庁内において対応できる簡素なものとした運用とする。ただし、正式な発注方式名は「設計・施工一括発注方式」とする。

### (3) 工事内容

本工事の内容は、別添「参考イメージパース」等を参考に、本実施要領及び資料2「仕様書」に定める要求水準を満たす範囲で、応募者の創意工夫により設計及び施工するものとする。本工事の主な工種は、次のとおり想定する。

#### ア 木質系舗装又はウッドチップ系舗装による遊歩道の整備

イ 安全対策（注意喚起、転落・滑り防止等）

ウ その他、上記に附帯する工事

**(4) 工期**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**(5) 工事場所**

田野畑村菅窪 151 番地 1 ほか（道の駅たのはた及び思惟創館の周辺）

**(6) 提案上限額**

25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

**(7) 提案を求める事項**

応募者は、次に掲げる事項について、簡潔に提案するものとする。

**ア 整備コンセプト及び空間構成の基本方針**

**イ 概略配置計画**

**ウ 主な使用材料（地域材の活用方法を含む。）**

**エ 施工方法及び主要工種の考え方**

**オ 工程計画**

**カ 維持管理に配慮した提案（耐久性、清掃性、補修性、長寿命化等）**

**キ 冬期施工及び凍上対策**

**ク 安全対策**

**ケ 地域材活用・地域連携に関する取組（地域材の活用、村内事業者等との連携、施工、資材供給、木材加工、運搬、維持管理を見据えた地域協力その他の方法による地域経済への波及に資する取組をいう。）**

**コ 参考見積（内訳を含む。）**

※ 提案段階では、完成度の高い実施設計図書、詳細数量計算書、精密な積算書又はCGパース等の作成は求めない。提案内容は、図面、写真、イメージ図、簡易な工程表等を用いて、応募者及び審査会の双方にとって把握しやすい形で簡潔に説明することで足りる。

**3 参加者の資格要件等**

**(1) 参加者の構成**

**ア 参加者は、次のいずれかの形態とすることができる。**

（ア） 単独の法人その他の団体

(イ) 複数の法人その他の団体で構成するグループ（以下「参加グループ」という。）

イ 参加グループで参加する場合は、構成員ごとの役割を明らかにし、代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）を定めて企画提案書に明記すること。代表団体は、参加手続及び本村との対応窓口を担うものとする。

## (2) 参加者の資格要件

参加者（参加グループの場合は、その代表団体及び全構成員。以下同じ。）は、参加申込書類提出の日から契約締結の日までの間、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

ア 岩手県内に本店、支店又は営業所等を有する法人その他の団体であって、施工を担当する者については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による造園工事業又は土木工事業のいずれかの許可を有していること。

イ 設計を担当する者については、本工事の設計業務の管理技術者として、次の(ア)から(オ)までのいずれかの資格を有する技術者を配置できること。

(ア) 技術士（建設部門）

(イ) R C C M（登録部門は、建設環境、道路、造園その他本工事に関連する部門とする。）

(ウ) 一級又は二級造園施工管理技士

(エ) 一級又は二級土木施工管理技士

(オ) 公園、緑地、園路等の設計の実務に直近 3 年以上従事した経験を有する者

ウ 直近 10 年以内に、元請又は下請として、次のいずれかに該当する設計又は施工の実績を有すること。参加グループで参加する場合は、設計を担当する者又は施工を担当する者のいずれかが、その担当業務に応じて要件を満たせばよいものとする。

(ア) 公園、緑地、広場又は園路の整備に関する設計又は施工

(イ) 木質系舗装（ウッドチップ舗装、木道等を含む。）の整備に関する設計又は施工

(ウ) 道の駅、観光施設等の屋外整備に関する設計又は施工

(エ) 林道又は遊歩道の整備に関する設計又は施工

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は当該申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）並びに会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は当該申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 参加申込書類提出の日から受注候補者の選定までの期間において、国、岩手県又は地方公共団体から指名停止等の処分を受けていないこと。

キ 田野畑村税その他公租公課を滞納していないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (3) 地域材活用・地域連携に係る取扱い

地域材活用及び村内事業者等との連携（以下「地域材活用・地域連携」という。）に関する事項は、本工事において本村が重視する提案事項であるが、これを参加者の資格要件とするものではない。

参加者は、地域材活用・地域連携に関する提案を行うものとし、提案内容は、企画提案審査において評価するものとする。評価の詳細は、資料3「企画提案審査要領」による。

地域材活用・地域連携の形態は、特定の契約形態又は下請関係に限定するものではなく、施工、資材供給、木材加工、運搬、維持管理を見据えた地域協力その他の方法によることができる。

### (4) 重複参加の禁止

単独で参加した者は、他の参加グループの構成員又は下請負人として参加することはできない。また、参加グループの構成員は、他の参加グループの構成員又は下請負人として参加することはできない。重複参加が判明した場合は、関係する全ての参加者の参加を無効とすることがある。

## 4 契約・施工体制及び地域材活用・地域連携の考え方

### (1) 契約・施工体制の区分

参加者は、企画提案書等の提出時に、本工事の契約及び施工に係る体制について、次のいずれかの区分を明らかにするものとする。

#### ア 代表団体元請・下請協力型

代表団体又は単独参加者が本村と工事請負契約を締結し、他の参加グループ構成員、村内事業者等その他協力事業者を下請負人、資材供給者、施工協力者その他の協力者として施工体制に組み込む方式をいう。

#### イ 共同企業体型

参加者が、企画提案書等の提出時に、特定建設工事共同企業体その他本村が認める共同企業体を契約の相手方とすることを予定し、構成予定者、代表者、各構成員の役割分担及び責任分担を明らかにした上で参加する方式をいう。この場合において、受注候補者となったときは、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、共同企業体協定書案その

他本村が必要と認める書類を提出し、契約締結時までには、当該共同企業体として工事請負契約を締結できる体制を整えるものとする。

## **(2) 体制の選択に関する考え方**

参加者は、(1)に掲げる区分のうち、本工事の規模、施工内容、構成員の建設業許可、技術者配置その他の事情を踏まえ、本工事の適正な履行を確保できる体制を選択するものとする。

参加グループにより参加する場合であっても、共同企業体型によることを必須とするものではなく、代表団体元請・下請協力型によることができる。

ただし、参加者が共同企業体型を選択する場合又は本村が提案内容、施工体制、建設業許可、技術者配置、責任分担その他本工事の適正な履行確保の観点から共同企業体型による必要があると認める場合には、受注候補者となった後、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、共同企業体としての構成、代表者、役割分担及び責任分担を確認できる書類を提出し、契約締結時までには共同企業体として工事請負契約を締結できる体制を整えるものとする。

## **(3) 応募時の体制の維持**

参加者は、応募時に示した契約及び施工に係る体制を、受注候補者選定後、契約締結時及び施工時においても維持するものとし、参加グループの構成員、代表団体、設計担当者、施工担当者並びに地域材活用・地域連携に係る主要な協力者は、原則として変更することができない。

ただし、倒産、指名停止、技術者の配置不能その他やむを得ない事情がある場合で、本村が本工事の適正な履行に支障がないと認め、書面により承認したときは、この限りでない。この場合においても、当初提案により評価された内容を実質的に損なわないことを条件とする。

## **(4) 見積合わせ又は契約協議に先立ち確認する書類等**

### **ア 代表団体元請・下請協力型による場合**

代表団体元請・下請協力型による場合は、受注候補者となった後、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、下請予定者、担当工種、責任分担、配置予定技術者その他施工体制を確認できる資料を提出するものとする。施工段階においては、建設業法その他関係法令に基づき、施工体制台帳、施工体系図その他必要な書類を整備するものとする。

### **イ 共同企業体型による場合**

共同企業体型による場合は、受注候補者となった後、本村との見積合わせ又は契約協議に先立ち、共同企業体協定書案、構成員の役割分担、出資比率又は分担施工の内容、配置予定技術者その他本村が必要と認める書類を提出し、本村の確認を受けるものとする。契約締結時までには、当該共同企業体として工事請負契約を締結できる体制を整える

ものとする。

#### (5) 地域材活用・地域連携に関する基本的考え方

本村は、本工事において、地域材の活用、村内事業者等との連携並びに地域経済への波及効果を重視する。参加者は、次に掲げる事項を踏まえ、地域材活用・地域連携に関する具体的な提案を行うものとする。

**ア 地域材の活用方針（樹種、調達先、活用部位、活用量の目安等）**

**イ 村内事業者等と連携する場合における役割分担及び連携方法**

**ウ 施工、資材供給、木材加工、運搬その他の工程における地域連携の取組**

**エ 施工後の維持管理を見据えた地域協力の考え方**

**オ 地域経済への波及に資する取組**

地域材活用・地域連携の評価に当たっては、形式的な名称の記載ではなく、実現可能性、役割分担及び地域経済への波及効果を重視するものとする。

## 5 担当課

田野畑村産業振興課

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1

【担当】 林業担当

電 話 0194-34-2111

F A X 0194-34-2632

電子メールアドレス sangyo.fl@vill.tanohata.iwate.jp

## 6 プロポーザル参加に係る手続

### (1) 実施要領等の配布

**ア 配布期間** 令和8年6月22日（月）から令和8年7月14日（火）まで

**イ 配布方法** 田野畑村公式ホームページに掲示する。

**ウ その他** 郵送による配布は行わない。

### (2) 質問の受付及び回答

本工事及び本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

**ア 受付期間** 令和8年6月22日（月）から令和8年7月8日（水）正午まで

**イ 提出先** 「5 担当課」に同じ。

- ウ 提出方法 「様式 1-1 実施要領等に関する質問票」に内容を記入のうえ、電子メールにより提出するものとする。
- エ 回答方法 受け付けた質問及びこれに対する回答は、質問者の氏名等を伏せた上で、令和 8 年 7 月 10 日（金）までに田野畑村公式ホームページに掲示するとともに、電子メールにより質問者あて連絡する。

### (3) 参加申込書類の提出

参加者は、次に掲げる期限までに必要書類を揃え、「5 担当課」に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和 8 年 7 月 15 日（水）午後 5 時まで

イ 提出先 「5 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除き、午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

#### エ 提出書類

- (ア) 様式 1-2 プロポーザル参加申込書
- (イ) 様式 1-3 会社概要書（参加グループの場合は、代表団体及び全構成員ごとに提出すること。）
- (ウ) 様式 1-4 参加グループ構成表（参加グループにより参加する場合に限る。）
- (エ) 様式 1-5 誓約書

### (4) 参加資格確認結果の通知

ア 参加資格の確認結果は、令和 8 年 7 月 17 日（金）までに、電子メールにより通知する。

イ 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の企画提案を無効とする。

ウ 参加資格が認められなかった者は、書面（様式任意）により、その理由の説明を求められることができる。

(ア) 提出期限 令和 8 年 7 月 22 日（水）正午まで

(イ) 提出先 「5 担当課」に同じ。

(ウ) 提出方法 電子メールによる。

(エ) 回答 令和 8 年 7 月 24 日（金）までに、電子メールにより回答する。

## (5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間 令和8年7月17日(金)から令和8年7月27日(月)午後5時まで

イ 提出先 「5 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。要件は(3)ウに同じ。

エ 提出書類 次に掲げる書類を、原本1部、写し5部の計6部を提出すること。なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

### (ア) 様式2-1 企画提案書

本文はA4版で原則8枚以内とする。ただし、参考図面、参考パース、工程表その他の図書を別紙として添付することができ、当該別紙は枚数制限の対象外とする。

### (イ) 様式2-2 配置予定技術者等一覧

設計担当者、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、施工管理担当者その他本工事に従事する予定の者について、氏名、所属、担当区分、資格、実績等を記載すること。有資格者については、資格証等の写しを添付すること。

### (ウ) 様式2-3 施工体制・役割分担調書

次の事項を記載すること。

- a 想定する契約・施工体制(「4(1)」に掲げる区分の別)
- b 設計担当者
- c 施工担当者
- d 主な協力者
- e 地域材活用・地域連携に関する主要な協力先
- f 村内事業者等との連携がある場合の役割
- g 契約締結時及び施工時において、応募時の体制を原則として維持することの確認

### (エ) 様式2-4 設計・施工実績調書

設計を担当する者は設計実績、施工を担当する者は施工実績について、それぞれ本工事との関連性が分かるように記載すること。実績は、本実施要領の公表日の前日から直近10年以内に完了した設計又は施工(元請・下請の別を問わない。)とする。参加グループで参加する場合は、代表団体及び構成員ごとに提出すること。

### (オ) 様式2-5 地域材活用・地域連携計画書

地域材の活用方針、村内事業者等との連携を想定する場合の連携先の名称、担当予定範囲、役割並びに施工、資材供給、木材加工、運搬、維持管理を見据えた地域協力への関与方法を記載すること。連携の形態は、「4(5)」を参考とし、特定の契約形態又は下請関係に限定しない柔軟な記載を妨げない。

### (カ) 様式2-6 工程計画書

設計工程及び施工工程を分かりやすく記載すること。冬期施工・凍上対策に係る配慮

事項を併せて記載すること。

**(キ) 様式 2-7 参考見積書（内訳書を含む。）**

宛名は「田野畑村長」とする。設計費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の本工事の内訳が分かるように記載すること。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額に当該額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を記載すること。

**オ 作成上の留意事項**

- (ア) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位によるものとする。
- (イ) 提案内容は、簡潔・平易な表現で記載し、用語は統一すること。専門用語を使用する場合は、必要に応じて説明を付すこと。
- (ウ) 提案内容を補完するため、図面、写真、イメージ図、パース、工程表等を使用することができる。
- (エ) 参考資料として外国語の資料を提出する場合は、必要に応じて日本語訳を添付すること。

**(6) 企画提案の無効**

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

**ア 参加資格が認められなかった者の企画提案**

**イ 提出期限を超過して提出された企画提案**

**ウ 提出書類に虚偽の記載があった企画提案**

**エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する企画提案**

**オ 誤記、脱漏その他の事由により必要事項が確認できない企画提案**

**カ 参考見積額が「2(6) 提案上限額」を超える企画提案**

**キ その他、本実施要領に違反した企画提案**

**(7) 参加辞退**

**ア 参加資格が認められた者が、企画提案書等の提出又はプレゼンテーション審査に参加しないこととなった場合は、参加辞退の旨を、「様式 1-6 プロポーザル参加辞退届」により担当課まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。**

**イ 参加辞退によって、以降本村が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。**

## 7 受注候補者の選定方法

### (1) 審査会

ア 本工事に係る企画提案の審査は、本村の職員から選出した審査員（以下「審査員」という。）により行う。

イ 本村は、審査の客観性、専門性等の確保のため必要があると認めるときは、外部の有識者等から意見を聴取することができる。なお、外部の有識者等を審査員に加えることを前提としない。

### (2) 審査方法

ア 審査は、提出された企画提案書等及び(3)に定めるプレゼンテーション等に基づき行う。

イ 審査項目、審査事項及び配点その他審査の詳細は、別途定める資料3「企画提案審査要領」による。

ウ 地域材活用・地域連携に関する提案は、企画提案審査において評価する。

エ 評点の合計が最も高い参加者を受注候補者として選定する。ただし、要求水準を満たさないと認められる場合は、受注候補者を選定しないことがある。

オ 審査は、非公開とする。

### (3) プレゼンテーション、オンライン審査又は書面審査

ア 開催日時 令和8年8月3日（月）午前（予定）

イ 開催場所 別途、電子メール又は書面により事前に通知する。

ウ プレゼンテーションは、原則として対面により実施するものとし、1参加者当たりの時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分を標準とする。ただし、参加者数その他の都合により、1参加者当たりの時間を変更することがある。

エ プレゼンテーションの順序は、企画提案書等の受付順とする。

オ 参加状況、日程、人員体制その他の事情により、書面のみによる審査又はオンラインによる審査に変更することができる。この場合は、事前に電子メール又は書面により通知する。

### (4) 1者応募の場合の取扱い

ア 参加者が1者である場合であっても、審査会において審査を行い、要求水準を満たすと認められるときは、当該参加者を受注候補者として選定することができる。

イ 審査の結果、要求水準を満たさないと認められる場合は、受注候補者を選定しないことがある。

## (5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、受注候補者を内定した後、速やかに、参加者全員に対し書面又は電子メールにより通知する。電話その他の方法による個別の問合せには応じない。

イ 審査結果の概要は、田野畑村公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 8 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行うものとする。なお、決裁日、応募状況その他の事情に応じて、日程を変更することがある。

項目	日程（予定）
ア 実施要領等の公表	令和8年6月22日（月）
イ 実施要領等に関する質問の受付	公表日から令和8年7月8日（水）正午まで
ウ 実施要領等に関する質問への回答	令和8年7月10日（金）
エ 参加申込書類の受付	公表日から令和8年7月15日（水）午後5時まで
オ 参加資格確認結果の通知	令和8年7月17日（金）
カ 企画提案書等の受付	令和8年7月17日（金）から 令和8年7月27日（月）午後5時まで
キ 企画提案に係る審査会の開催（プレゼンテーション審査）	令和8年8月3日（月）（予定）
ク 審査結果の公表及び受注候補者の内定	令和8年8月4日（火）（予定）
ケ 工事請負契約の締結	令和8年8月6日（木）（予定）

## 9 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、返却しない。

イ 提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出は認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルの審査及び受注候補者との契約事務に必要な範囲で、本村において複写し、使用することができる。

エ 参加者は1者につき1提案とする。

## 10 著作権及び資料の利用

ア 提出された企画提案書、図面、パース、写真その他の提出書類に係る著作権は、提案者に帰属する。

イ 本村は、本プロポーザルの審査、公表、説明、契約協議その他本工事の実施に必要な範囲で、提出書類の全部又は一部を無償で複製し、使用することができるものとする。

ウ 参加者が第三者の著作権その他の権利を有する資料等を使用する場合は、提案者の責任において必要な許諾等を得るものとする。

## 11 守秘義務及び関係者への接触の禁止

ア 参加者は、本プロポーザルにより知り得た情報を、本プロポーザルへの参加以外の目的で使用してはならない。

イ 参加者は、本プロポーザルの実施期間中、審査員その他本プロポーザルの関係者に対し、本プロポーザルの内容、審査又は選定に関して、担当課を経由しない接触を行ってはならない。これに違反した場合は、失格とすることがある。

## 12 受注候補者決定後の契約事務

### (1) 契約締結までの協議

ア 内定した受注候補者と本村との間で、本工事に係る仕様の詳細、設計内容、施工体制、地域材活用・地域連携の方法、契約形態（「4(1)」に掲げる区分の別）、下請関係その他必要な事項について協議し、これを確定させるものとする。この場合において、代表団体元請・下請協力型又は共同企業体型のいずれによる場合であっても、見積合わせ又は契約協議に先立ち、「4(4)」に定める書類等により、契約及び施工に係る体制を確認するものとする。

イ 受注候補者の企画提案の内容は、アの協議により、必要に応じて仕様書、設計図書又は契約書に反映するものとする。ただし、本村が必要と認める場合は、提案内容の一部を採用しないことがある。

ウ アの協議が整わなかった場合は、審査結果において評点が次に高い参加者と協議を行うことができる。

エ 契約を締結するまでの間に、著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。

オ 協議に当たっては、応募時に示した契約及び施工に係る体制が「4(3)」に定めるところにより維持されていることを確認するものとする。

## (2) 契約の方法

ア 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、工事請負契約として締結する。

イ 契約は、田野畑村契約規則及び田野畑村営建設工事請負契約書の例文によるものとする。

ウ 契約の相手方は、「4(1)ア」の代表団体元請・下請協力型による場合は代表団体（単独参加の場合は当該参加者）とし、「4(1)イ」の共同企業体型による場合は当該共同企業体とする。

エ 契約締結までに提出する書類は、「4(4)」によるものとする。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、田野畑村契約規則第22条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 工事費の支払方法

田野畑村契約規則、田野畑村営建設工事請負契約書の例文及び個別の契約書に定めるところによる。前金払、中間前金払、部分払その他の支払条件の有無、回数及び請求手続は、契約締結時に定めるものとする。

## (6) 契約の解除

天災地変その他の事情の変更により本工事の継続が困難と判断したとき、又は受注者による本工事の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがある。

## 13 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、本プロポーザルに当たり、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思又は提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受注候補者の選定前に、他の参加者に対し企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 14 手続の停止又は中止

本村において、本工事に係る予算が議決されなかった場合、その他やむを得ない事情が生じた場合は、本手続について停止又は中止の措置を行うことがある。この場合において、参加者は、当該停止又は中止に伴い生じた費用について、本村に補償等を求めることができないものとする。

## 15 その他

### (1) 費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

### (2) 参加者の同意

参加者は、参加申込書類の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

### (3) 参考イメージ資料の取扱い

本実施要領に併せて配布する参考イメージパースその他の参考資料は、本村が想定する整備の方向性、空間の雰囲気及び利用イメージを示すものであり、具体的な線形、配置、寸法、数量、材料又は製品を指定するものではない。応募者は、当該参考資料を踏まえつつ、現地条件、既存樹木、地形、道の駅たのはた及び周辺施設との関係、施工性、安全性、維持管理性、地域材の活用並びに提案上限額を考慮し、要求水準を満たす範囲で独自の提案を行うことができる。

### (4) 使用言語等

本手続、提出書類及び契約において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時、単位は計量法に定める単位による。参考資料として外国語の資料を提出する場合は、必要に応じて日本語訳を添付すること。

### (5) 個人情報の取扱い

提出された書類に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、適切に取り扱うものとする。

### (6) その他

本実施要領に定めのない事項について疑義が生じた場合又は本実施要領の解釈に疑義が生

じた場合は、本村と参加者との協議により定めるものとする。